

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間③について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、9万8,000円であったと認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円と訂正することが必要である。

また、申立期間④について、申立人のB社における資格喪失日は、平成6年11月30日であることが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年8月から同年10月までの標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年4月1日まで
③ 平成6年4月1日から同年8月31日まで
④ 平成6年8月31日から同年11月30日まで

昭和56年8月にC社に入社してから、D社、A社、B社と同一企業グループ内で転勤してきたが、勤務は継続していた。申立期間①及び③に係る標準報酬月額は実際の給与支給額からすると不当に低いものであり、また、申立期間②及び④については、実際に会社に在籍していたにもかかわらず被保険者期間が空白となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続

して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同じ事務職だった同僚は、「申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた。」と供述している上、E委員会において、当該同僚の家計簿に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について事業主により給与から厚生年金保険料の控除がされていたと認められ、記録訂正のあっせんが行われている。

これらのことから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年2月のオンライン記録から20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、事業主が資格喪失日を平成6年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、オンライン記録から、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年7月までの期間9万8,000円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月31日後の8年1月5日付けで、6年4月まで遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、同僚35人の標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

3 申立期間④について、オンライン記録によると、当初、B社における申立人の資格喪失日は、平成6年11月30日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月31日後の8年1月5日付けで、申立人の同社における資格喪失日は6年8月31日と訂正され、申立人の複数の同僚も同日付けで同様の処理がなされており、申立人については、同時に同年4月まで遡って標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録及び当該訂正は有効なものと認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成6年11月30日に訂正し、申立期間④に係る標準報酬月額は、事業所が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

- 4 一方、申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、20万円と記録されているが、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、申立人が所持している給与明細書により20万円の標準報酬月額に見合う保険料控除がなされていたことが確認できる。

また、オンライン記録では、標準報酬月額等の記載欄について訂正等の不自然な記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年4月から同年9月までの期間及び同年11月から4年2月までの期間は50万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年10月1日まで
② 平成3年11月1日から4年3月1日まで

給与明細書の額と年金事務所の報酬額が相違している。平成3年10月以降は給与明細書をもらっていないが、年俸600万円の契約であり、保険料も同額控除されていたので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、申立人から提出された給与明細書から確認できる保険料控除額から平成3年4月から同年9月までの期間は50万円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、給与明細書が保管されていないため控除保険料額は直接確認ができないものの、事業主は、「給与支給額を50万円にしてから給与を引き下げて支払ったことは無い。」と回答していることから、

平成3年11月から4年2月までの期間は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から39年1月1日まで

私は、A組合を退職後、脱退手当金の請求取消しを行い、B社会保険事務所（当時）から、請求を取り消した旨の通知（昭和39年5月2日付）等をもっているため、脱退手当金は受け取っていない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i)申立てに係るA組合の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金の請求取消しを行ったとしており、事実、脱退手当金請求取下げの希望があったため取り消した旨の昭和39年5月2日付けB社会保険事務所長印付きの通知を所持していること、ii)同年6月25日には国民年金手帳記号番号が払い出され、同組合の厚生年金保険被保険者資格喪失（昭和39年1月1日）後、後述のC社における厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの42か月間の国民年金保険料が全て納付済となっていること、iii)同社の厚生年金保険被保険者資格喪失後も、引き続き、国民年金保険料が納付済みとなっており、年金未加入及び未納は無いこと等から、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金の支給決定がなされたと記録される昭和42年12月8日直前のC社における5か月間の厚生年金保険被保険者期間（昭和42年7月1日から同年12月2日まで）はその計算の基礎とされていない。

さらに、A組合の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康

保険厚生年金保険被保険者原票及び払出簿のいずれにも脱退手当金が支給されたことを示す表示は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 13 日から 34 年 2 月 21 日まで
② 昭和 34 年 2 月 24 日から 35 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 3 月 4 日から 38 年 3 月 17 日まで
④ 昭和 38 年 5 月 30 日から同年 10 月 21 日まで
⑤ 昭和 39 年 1 月 27 日から同年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで

申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無く、当時、会社から脱退手当金についての説明を受けたことは無かった。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年3か月後の昭和42年6月21日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①から⑤までと申立期間⑥はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の初めて就職した事業所における被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 16 日から 41 年 8 月 23 日まで
② 昭和 42 年 4 月 6 日から 44 年 4 月 21 日まで

申立期間については、脱退手当金を受取ったことも厚生年金保険に入っていたことも知らなかった。平成 22 年 10 月に日本年金機構から「年金記録が回復される場合があります。」という通知をもらった。脱退手当金はもらっていないので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 1 か月後の昭和 47 年 6 月 6 日に支給されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②には含まれた被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、当初、22万円と記録されていたが、平成13年10月29日付けで、同年5月に遡って16万円に減額訂正されていることが確認できるが、事業主が提出した源泉徴収簿から、申立人は、訂正前の標準報酬月額に見合う給与が支給され、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、平成13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

山梨国民年金 事案 374

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで
昭和45年7月にA区役所で住民異動手続を行い、一緒に国民年金の加入手続をした。勤務先の近くのB信用金庫で納付したので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月にA区で住民異動手続を行い、同時に国民年金に加入したと申し立てている。

しかしながら、申立人は、住民登録をした際、国民年金課に行って手続をした記憶は無い上、申立人の保存する国民年金手帳及び国民年金被保険者名簿の記載から、申立人の国民年金手帳の発行日は、昭和46年11月20日であり、45年7月20日に遡って、初めて被保険者とされていることが確認できる。

また、国民年金手帳の発行日から、申立期間は過年度となり、社会保険事務所（当時）から、現年度納付書と異なった形状の過年度納付書が送付されてくるところ、申立人が「納付書は、A区役所から届き、その形状は全て同じであった。」と申述していることから、申立人がB信用金庫で納付した国民年金保険料は、現年度の保険料のみであったと推認される。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの期間、52年4月から54年3月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで
② 昭和52年4月から54年3月まで
③ 昭和56年4月から58年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、自分が経営する会社に来訪した市役所職員に小切手で納付し、申立期間②及び③の保険料については、全額免除とされているが、給与から天引きの上で事務員がそれぞれ納付したので、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、申立期間①については、小切手で納付したと主張しているが、その記憶は曖昧で納付時期は不明である上、納付したとする金額は当時の国民年金保険料の金額とかけ離れている。

また、申立期間②及び③については、免除の申請をしたことはなく、給与から天引きの上、当時申立人が経営していた会社の事務員が納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、当該事務員は、「申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたことはないと思う。」と証言しているため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年6月1日まで

A県B区のC事業所という会社に面接に行き、D事業所を紹介され、2年ほど勤務していた。社長の家に下宿していて、毎日、自転車で通勤していた。健康保険とか税などは納めていた記憶があるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D事業所の所在地や通勤経路の状況、事業主の氏名等を記憶していることから、申立人が申立期間当時に、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は死亡している上、同僚は、「D事業所は申立人の退職後に火災のため関係書類等が焼失してしまった。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、連絡が取れた当時の同僚や申立人の証言及びオンライン記録から、申立期間当時、D事業所では5、6名以上いた従業員のうち、厚生年金保険に加入していた者は2名にすぎなかったこと及び申立人と同世代の従業員で厚生年金保険に加入していた者は皆無であったことが確認でき、申立期間当時、当該事業所では全ての従業員を厚生年金保険に加入させるという取扱いではなかったことが推認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において資格を取得した中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 20 日から 42 年 3 月 1 日まで
昭和 41 年 6 月 16 日に職安で紹介されたA社で、同月 20 日の月曜日から勤務し始めた。正社員として採用されたので、同月からの厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の資料を入手できないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、A社の事務担当者は、「採用した者に対し、ほとんどの場合は試用期間があり、直ちに厚生年金保険被保険者資格の取得手続をすることはなかった。」と申述している上、聴取した複数の同僚が、「試用期間があり、入社した日と被保険者資格を取得した日は異なっている。」と申述していることを踏まえると、当該事業所においては、正社員として採用した者でも、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 5 日から 42 年 3 月 1 日まで
専門学校に行くため、会社を退職した。脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間の脱退手当金支給済記録を取り消し、受給に結びつく厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の計算の基礎とされた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱A」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最後の事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 42 年 6 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

勤務していたA社では、毎年4月に昇給が有り、給与が前月より少なくなることは無かったのに、ねんきん定期便を見ると、申立期間の標準報酬月額が下がっている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、毎年4月に昇給しており、途中で給与が少なくなることは無かった。」と主張しているが、申立期間当時の事務担当者は、「社長は、社員をしっかりと見ていて、それに応じて給与を決めており、給与の変動もあったと思う。また、社会保険の届出業務は、社長の指示の下に、社会保険事務所(当時)へ給与台帳を持参して確認してもらうという方法で、適正に行われていた。」と証言している。

また、当時の同僚の月額変更の記録から、当該事業所では、不定期での昇給及び降給が有ったことが推認でき、申立人の標準報酬の変更についても、同僚の記録と比較しても、特に不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正されたなど、不自然な処理を行った形跡は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 563

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 13 年 1 月 23 日まで
平成 11 年 7 月から退職までの標準報酬月額が、それまでの 56 万円から 38 万円になっているが、勤務条件も変わっておらず、給与の減額など無かったと思う上、当時、会社からも何も説明をされていない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が実際の支給額より少ない。」と主張している。

しかし、A社の人事担当は、「申立人は、平成 11 年 4 月から特別嘱託という身分になり、役職手当等の支給が無くなる身分になった。」と回答している上、同社が保管している標準報酬記録表から確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、申立人の給与が振り込まれていた口座を確認したところ、平成 11 年 4 月からの給与の振込金額が減少していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。